熊本県告示第 1053 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 16 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所 在 地	名 称	住 所	氏 名	辞退年月日
下益城郡松橋町大野浜田保留番	まつばせ児嶋ク	熊本市新大江 3-	児嶋真治	平成 16 年 8 月 31 日
地 27-2	リニック	14-53		
八代郡鏡町大字鏡村 1112 番 2	つばき調剤薬局	八代市本町三丁目	中川博史	平成 16 年 9 月 30 日
		6-6		
玉名市中 1841-2	由富医院	玉名市中 1841-2	由富章一	平成 16 年 9 月 30 日
上天草市大矢野町維和 5525-6	維和診療所	上天草市大矢野町	荘野格	平成 16 年 10 月 8 日
		維和 5525-6		

公 告

熊本県公告第817号

平成 16 年度 第 2 回 熊本県総合計画推進委員会・同政策評価部会合同会議を、次のとおり開催する。

平成 16 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開催日時

平成 16 年 11 月 10 日 (水)

午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市水前寺一丁目 33 - 18 水前寺共済会館 2 階「鳳凰」

3 内容

熊本県総合計画の取組状況の審議

- (1) 平成16年度政策評価(案)について
- (2) 地域計画の取組について
- 4 傍聴人の定員

20 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示 に従って、入室してください。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行います。なお、傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合があります。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県総合計画推進委員会事務局 (熊本県総合政策局企画課企画班)

(電話 096 - 383 - 1111 内線 3621)

熊本県公告第818号

県営鹿本北部地区(黒蛭工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成 16 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 16 年 10 月 25 日から 平成 16 年 11 月 22 日まで
- 2 縦覧の場所 菊鹿町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 精算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第819号

荒尾市浦川土地改良区理事長前畑淳治から平成16年8月9日付けで申請の定款変更については、平成16年10月14日付けで認可した。

平成 16 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第820号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195号)第 113条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 16 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事 業 名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用用排水施設	沖塘	平成 13 年 9 月 28 日	平成 14 年 12 月 10 日	熊本県
区画整理	金剛	平成6年9月28日	平成 15 年 2 月 28 日	熊本県

熊本県公告第821号

保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 18 条の規定により、平成 16 年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成 16 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 試験日時

平成 17 年 2 月 18 日 (金)

【旧カリキュラム】 午後1時30分から午後3時30分まで

【新カリキュラム】 午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1 - 100

3 試験科目

【旧カリキュラム】

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

【新カリキュラム】

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 新旧カリキュラムの選択

【旧カリキュラム】

平成 15 年度以前の衛生看護科卒業者

平成 14 年度以前の准看護師学校養成所卒業者

【新カリキュラム】

平成 15 年度以降の准看護師学校養成所卒業者 (見込み者を含む。)

看護師3年課程卒業者(見込み者を含む。)

5 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成 17年3月までに修業する見込みの者を含む。)
- (2) 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 (平成17年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 保健師助産師看護師法第 21 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者 (平成 17 年 3 月までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、保健師助産師看護師法21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 6 受験手続
 - (1) 受付期間

平成 17 年 1 月 4 日 (火) から平成 17 年 1 月 11 日 (火) まで

受付時間は、午前8時30分から午後6時まで

郵送の場合は、平成17年1月11日(火)までの消印のあるものを受け付ける。

(2) 試験申込書の請求先

熊本県健康福祉部地域医療推進課又は各地域振興局保健福祉環境部(保健所) 郵送の場合は、120円切手を同封し熊本県健康福祉部地域医療推進課へ請求する と

(3) 試験申込書の提出先

熊本県健康福祉部地域医療推進課看護班

郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

郵送の場合は封筒の表面に、「准看護師試験申込書在中」と朱書し、書留 なお. 郵便で送ること。

(4)

平成 16 年度熊本県准看護師試験申込書

受験資格を有することを証明する書類

- (ア) 5の受験資格(1)、(2)又は(3)に該当する者で修業又は卒業したもの は、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。また、平成16年3月までに修 業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
- 5の受験資格(4)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師受験 資格認定書の写しを提出すること。
- 受験科

6,900円 (申込書の所定の欄に熊本県収入証紙をはること。)

(ア) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出するものは、熊本県収入証紙の代 わりに、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。

試験申込書受理後は、受験手数料は返還しない。

受験票の交付 (5)

受験票は、平成17年2月4日(金)までに郵送により交付する。

なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部地域医療推進課看護班 まで問い合わせること。

試験申込書の記入上の注意点

試験申込書の作成に当たっては、次の点に注意すること。 試験申込書に記入する氏名は、戸籍(外国人の場合は、外国人登録証明書)に記載されている文字を使用すること。

写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメート ル、横4センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載して写真票にはり、 写真票の所定の事項を記入すること。

受験票の裏面には、50円切手をはること。ただし、一括申込みの場合は返信用封 筒に受験票の郵送に必要な額の切手をはること。

合格者の発表

試験の合格発表は、平成17年3月16日(水)午前10時に県庁行政棟本館1階県民 ホール及び各地域振興局保健福祉環境部(保健所)にて合格者の受験番号を掲示すると ともに、熊本県ホームページに掲載する。

また、合格者には郵送により通知する。 口頭による個人情報の開示請求

この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求すること ができる。

- (1)開示を行う期間 合格発表の日から1か月間
- (2)開示を行う場所 熊本県健康福祉部地域医療推進課
- 開示を行う内容 総合得点 (3)

※本人であることを証明するために、受験票を持参すること。

5の受験資格(1)、(2)又は(3)に該当する者で、修学見込証明書又は卒業見込 証明書を提出したものについては、平成 17 年 3 月 7 日 (月)までに修業証明書又は卒業 証明書を提出すること。

問い合わせ先

熊本県健康福祉部地域医療推進課看護班

電話 096 - 383 - 1111 (内線 7053、7054)

熊本県公告第822号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定に基づく第33回採石業務管理者 試験の合格者は、次のとおりである。

平成 16 年 10 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受験番号 氏 名 3 高 森 正 己 中 啓 8 山 猛 坂 本 17

熊本県公告第823号

新和町長富田善三郎から認可の申請があった碇石下地区の換地計画については、平成 16年 10月 14日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。 関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に異議を

申し出ることができる。

平成 16 年 10 月 22 日

熊本県知事 子 潮 谷 義